

PTAによる冷房費に係る会則改正議案議決報告

令和元年12月20日

千葉県立国府台高等学校 PTA 会長 高橋 敦子

千葉県立国府台高等学校 校長 荻込 英昭

令和元年11月25日提案の冷房費に係る下記第1号議案（会則改正）は、賛成多数により可決され、改正会則が成立しましたので報告いたします。今後の冷房費に関する会計は、改正後の会則に基づき処理いたします。

第1号議案 会則改正について

改正後（下線部が改正箇所）	改正前
第26条 教育環境整備費会計は、 <u>会費及びその他の収入</u> で支弁する。 2 教育環境整備費会計の会費は、生徒1名につき月額 <u>800円</u> とする。 3 教育環境整備費会計は、冷房エネルギー供給サービスの経費にあてる。	第26条 教育環境整備費会計は、会費で支弁する。 2 教育環境整備費会計の会費は、生徒1名につき月額1570円とする。 3 教育環境整備費会計は、冷房エネルギー供給サービスの経費にあてる。
附則 本会則は、平成31年4月1日 <u>改正</u>	附則

改正事由及び返還方法

県による普通教室（各クラスのホームルーム教室）相当分の負担があったことから、平成31年4月1日にさかのぼり改正されました。改正後の800円は、県負担の対象外とされた特別教室に係る分です。

返還については、副教材費会計（学年会計）へ繰入れ、その後3学年は卒業時に精算・返金し、1・2学年は来年度の副教材費徴収額を調整します。